

新型コロナウイルス感染症への本学の対応（令和4年6月7日版）

岩手県立産業技術短期大学校 校長 清水 健司

新型コロナウイルス感染症については、未だに収束の見通しがついていない状況にあります。

国内での感染状況について、一部の地域を除き減少傾向となっているものの、感染場所として学校等における割合が増加しており、若い世代の感染者が増加していると指摘されています。

県内の感染状況については、新規感染者数の減少傾向が継続していることなどから、5月30日に「岩手緊急事態宣言」が解除されましたが、基本的感染対策などの取組を終了するものではないため、引き続き感染拡大を抑制するよう対策を講じていく必要があります。

今後も、当校の安全な修学環境を確保するため、学生及び職員は、以下の事項を遵守してください。

[学生及び職員遵守事項]

I 感染防止のための対応

1 感染リスクの高い環境からの回避

感染リスクの高い、①密閉空間（換気の悪い密封空間である）②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という「三つの密」のある場を、可能な限り回避する。

2 感染対策の徹底

- (1) 長時間の会話や密集を伴う移動又は滞在の際にはマスクを着用し、手洗い、咳エチケットを徹底し、人と人との距離を確保する。
- (2) 室内の換気、湿度の調整等を行う。
- (3) 毎日の体温測定をはじめとする健康状態の確認を行い、発熱や咳等がある体調不良時には外出を控え、電話相談のうえ「かかりつけ医」等の医療機関を受診する。
- (4) 感染リスクの高い「三つの密」のある場や、これまでクラスターが発生しているような施設等への外出を自粛する。
- (5) 感染リスクが高まる「5つの場面」(※1)に留意する。

※1 感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

飲酒の影響で注意力が低下、大きな声になりやすい、狭い空間に多人数で滞在等。

場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

5人以上の飲食では大声になり飛沫が飛びやすくなる等。

場面③ マスクなしでの会話

飛沫、マイクロ飛沫感染が起こりやすくなる等。

場面④ 狭い空間での共同生活

長時間にわたり閉鎖空間が共有される等。

場面⑤ 居場所の切り替わり

休憩室や更衣室等に移動した際の気の緩み等

3 健康管理

- (1) 当分の間、次により健康管理の徹底を図るものとする。

毎朝、自宅で体温を測定し、発熱等の風邪症状が見られる場合、強いだるさ・息苦しさを感
じる場合等は、学校・仕事を休み自宅療養とする。

また、体温のほか体調の変化・外出先等について体調管理表（別添様式）に記録するなど、
健康管理に留意すること。

- (2) 毎日、通学・出勤の後、(1)により測定した体温及び風邪状態の有無等の体調について、科
担任又は上司に報告すること。（自宅療養となる場合は電話連絡とする。）

4 海外への渡航について

- (1) 外務省の指定する感染症危険情報レベル2（不要不急の渡航は止めてください）以上の国、
地域への渡航は行わないこと。
- (2) (1)以外の国、地域への渡航についても、当面の間、自粛すること。

5 帰国者への対応

- (1) 令和2年3月以降の期間において海外への渡航歴のある場合には、その期間及び渡航先等
について科担任又は上司に報告すること。
- (2) (1)に該当する者について、国が定める入国後の自宅等の待機期間が経過していることを確
認した上で、健康状態に問題がなければ通学を認めることとする。

6 国内への移動について

(1) 都道府県をまたぐ移動について

感染防止の観点から、感染が拡大している地域等との往来は、移動先の感染状況や都道府県
の要請内容を確認し、慎重に判断すること。

必要な帰省や旅行等がある場合には、詳細な旅行行程を記録し、感染防止対策の徹底を図る
こと。

(2) 旅行・出張に際しての対応について

ア 他都道府県へ旅行・出張等に行く場合には、日程、目的地、旅行目的等の旅行（出張）
行程を記録し、事前に科担任又は上司に報告すること。

イ 上記旅行・出張等から帰県後、速やかに科担任又は上司に報告するとともに、帰県後、
は体調管理や経過観察を行い、慎重な行動に留意すること。

ウ 上記旅行・出張等の最中は、マスクの着用、手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対
策を徹底するとともに、感染リスクの高い「三つの密」のある場への立ち入りを避け、感
染リスクが高まる「5つの場面」に留意すること。

7 教育訓練における感染予防対策

- (1) 授業等の行われる教室等においては、換気扇の常時使用、窓を開ける（最低1コマ中1回
及び休憩時間）など適切に換気を行う。

なお、この場合にあつては、冷暖房や衣服による温度調節を含め適切な空調管理を行う。

- (2) 授業等の行われる教室等は、できるだけ広い教室を利用する、座席の配置を工夫するなど、
可能な限り学生等の身体的距離を確保するとともに、必要に応じパーテーションを設置する
など飛沫防止に留意する。
- (3) 近距離で会話、発声、接触が必要な教育訓練は、必要最小限度にとどめ、実施する場合は
マスクを着用する。

- (4) ドア、窓、手すり、トイレ、手洗い、照明スイッチ等教育訓練等において学生等が日常的に触れる箇所については、毎日消毒を行う。
- (5) 学生及び職員は、教育訓練等においてマスクを着用すること。
なお、フェースシールドやマウスシールドを使用する場合であっても、必ずマスクと併用すること。

8 学生食堂における感染予防対策

- (1) 座席数の縮小、座席配置の変更、パーテーションを設置するなど安全な空間を確保する。
- (2) 科や学年毎等に利用時間を分け、食事を提供する。
- (3) 換気扇の常時使用、窓を開けるなど適切に換気を行う。
- (4) 食事終了後は、速やかに退席する。

9 学生寮における感染予防対策

- (1) 寮入口を通る際及び食事の際等は、手指の消毒又は手洗いを徹底する。
- (2) 自室の窓を開けるなど適切に換気を行う。
- (3) ドア、窓、手すり、トイレ、手洗い、照明スイッチ等寮生が日常的に触れる箇所を毎日消毒する。
- (4) 談話室、洗面所等寮生が集まる場所の密集を可能な限り避ける。
- (5) 自室以外の共用部分においては、マスクを着用する。

10 本学主催のイベント等について

今後のイベント等については、今後の新型コロナウイルス感染症の状況や政府、県の対応等を勘案しながら適切に判断する。

11 外部からの来校者について

外部からの来校者については、発熱等の症状のある方は来校を控えてもらうほか、玄関において手指の消毒やマスクの着用、来訪者名簿への記載等をお願いする。(同様の内容の掲示も行う。)

II 感染者又は感染が疑われる者が発生した場合の対応

1 新型コロナウイルスに感染した疑いのある者が発生した場合等の対応

- (1) 発熱等の症状で新型コロナウイルス感染症に感染した疑いのある者は、まずは、電話相談のうえ、かかりつけ医等で受診し(※2)、その指示に従うとともに、直ちに状況等を科担任又は上司に報告すること。

また、報告を受けた科担任は、直ちに教育部長及び教務担当に報告すること。

なお、かかりつけ医等が判明するまでは、学生は出席停止、職員は特別休暇(出勤困難)等の扱いとなること。

※2 かかりつけ医がない、どの医療機関に行けばよいのか分からないなどの場合は、受診・相談センター(019-651-3175 24時間、土日・祝日を含む。)に相談。

- (2) (1)の受診等により、PCR検査又は抗原検査(以下「PCR検査等」という。)を受けることになった場合には、保健所及び医療機関の指示に従うとともに、直ちに科担任又は上司に報告すること。

また、報告を受けた科担任は、直ちに教育部長及び教務担当に報告すること。

なお、PCR検査等の結果が判明するまでは、出席停止もしくは特別休暇を継続する。

- (3) (2)のPCR検査等の結果が「陽性」であった場合、医師等が必要と認める期間等について、出席停止もしくは特別休暇を継続する。
- (4) (2)のPCR検査等の結果が「陰性」であった場合、保健所から自宅待機要請を受けている期間等必要な間、学生は出席停止を継続し、職員は特別休暇とする。
- (5) (2)のPCR検査等の結果が判明次第、直に科担任又は上司に報告すること。

2 新型コロナウイルス感染者と濃厚接触した場合・家族等がPCR検査等を受ける場合の対応

- (1) 学生及び職員が新型コロナウイルス感染者に係る濃厚接触者もしくは濃厚接触の疑いがある等としてPCR検査等を受けることとなった場合、直ちに科担任又は上司に報告すること。
なお、家族等がPCR検査等を受けることになった場合にあっても同様とする。
- (2) 当該対象者についてはPCR検査等の結果（家族のものを含む。）が判明するまで、学生は出席停止、職員は特別休暇等とし、PCR検査等の結果が判明して以降にあつては「1 新型コロナウイルスに感染した疑いのある者が発生した場合等の対応」の(3)から(5)までと同様とする。

3 新型コロナウイルスに感染した者が発生した場合の対応

- (1) PCR検査等の結果、新型コロナウイルスに感染したことが明らかとなった場合には、直ちに電話や電子メールにより科担任又は上司に報告すること。
- (2) 学生及び職員の中に新型コロナウイルスに感染した者が発生した場合、当該者の症状等や他の学生等との接触状況等を踏まえて、管轄する県の衛生担当部署等の指導・助言を得ながら、次のことを行う。
 - ア 休校（全部、一部）措置の検討・実施
 - イ 濃厚接触者の調査
 - ウ 発症学生・職員以外の学生・職員及びその同居家族等の健康状態の確認
 - エ 教室、実習室、及び学生寮等の消毒
 - オ その他特に必要と認められること

4 新型コロナウイルス感染症に係る欠席・休暇の扱い

- (1) 学生が、発熱等に伴い新型コロナウイルス感染症の疑いにより自宅等で休養し欠席した場合、あるいは感染し又は感染者との濃厚接触等により出席停止となった場合は、後日、習得に著しい遅れが生じないように補講を実施するなど必要な配慮を行う。
また、学生が新型コロナウイルスワクチン接種のため欠席となる場合や接種後安静とするよう指示等があるため欠席となる場合においても、同様に必要な配慮を行う。
- (2) (1)の場合と同様に職員が自宅療養・特別休暇等となった場合は、その療養等に専念できる環境を用意するものとする。